

福井県管理河川 嶺北ブロック減災対策協議会(仮称) 規約(案)

(名称)

第1条 この会議は、「福井県管理河川嶺北ブロック減災対策協議会(仮称)(以下「協議会」という。))と称する。

(目的)

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月台風10号等により甚大な被害が発生したことを踏まえ、国、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、嶺北ブロック内の県管理河川において氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行および招集は事務局が行う。

3 事務局は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行および招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれまたは連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難および的確な水防活動等を実現するために各構成員がそれぞれまたは連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況

を確認する。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。

ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。

ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、福井県土木部河川課および砂防防災課に事務局を置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成29年6月14日から施行する。

別表 1 (協議会委員)

福井市長

大野市長

勝山市長

鯖江市長

あわら市長

越前市長

坂井市長

永平寺町長

池田町長

南越前町長

越前町長

気象庁 福井地方气象台長

近畿地方整備局 福井河川国道事務所長

近畿地方整備局 九頭竜川ダム統合管理事務所長

福井県 土木部長

福井県 安全環境部 危機対策監

福井県 福井土木事務所長

福井県 三国土木事務所長

福井県 奥越土木事務所長

福井県 丹南土木事務所長

別表 2 (幹事会)

福井市 危機管理室長
福井市 河川課長
大野市 防災防犯課長
勝山市 総務課長
勝山市 消防本部警防課長
鯖江市 防災危機管理課長
鯖江市 土木課長
あわら市 安全対策室長
あわら市 建設課長
越前市 都市整備課長
越前市 防災安全課長
坂井市 安全対策課長
坂井市 建設課長
永平寺町 建設課長
池田町 総務政策課長
池田町 産業振興課長
南越前町 総務課長
南越前町 建設整備課長
越前町 防災安全課長
越前町 建設課長
気象庁 福井地方气象台 防災管理官
近畿地方整備局 福井河川国道事務所 副所長(治水)
近畿地方整備局 九頭竜川ダム統合管理事務所 管理課長
福井県 土木部 技幹(防災・特定事業)
福井県 安全環境部 危機対策・防災課長
福井県 福井土木事務所 技術次長
福井県 三国土木事務所 技術次長
福井県 奥越土木事務所 技術次長
福井県 丹南土木事務所 技術次長
福井県 丹南土木事務所 鯖江丹生土木部長